

人事訴訟法案（閣法第六七号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため、人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管し、離婚訴訟における親権者の指定等について家庭裁判所調査官の専門的な調査を活用することができることとする。同時に、人事訴訟の審理に当たり参与員の意見を聴くことができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、人事訴訟の家庭裁判所への移管

離婚、認知等の人事訴訟について、第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管するとともに、これに密接に関連する損害賠償訴訟を家庭裁判所で併せて審理することができる。

二、家庭裁判所調査官制度の拡充等

1 裁判所は、離婚訴訟における親権者の指定や養育費、財産分与等の申立てについての裁判をするに当たっては、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

2 裁判所は、当事者から訴訟記録中事実調査部分について閲覧等の許可の申立てがあつたときは、その閲覧等を許可しなければならない。ただし、閲覧等を行うことにより未成年の子の利益を害するおそれ等があると認められる部分については、相当と認めるときに限り、その閲覧等を許可することができる。

三、参与員制度の拡充

1 家庭裁判所は、参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせて、事件につき意見を聴くことができる。

2 参与員又は参与員であつた者が正当な理由なくその職務上知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

四、人事訴訟手続の見直し

1 当事者尋問等の公開停止

人事訴訟における当事者等又は証人が自己の私生活上の重大な秘密に係る事項について尋問を受ける場合には、裁判所は、裁判官の全員一致により、公開の法廷で陳述をすることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずることが明らかであることから十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当

該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 和解並びに請求の放棄及び認諾

離婚又は離縁の訴えに係る訴訟においては、和解により離婚又は離縁をすること並びに請求の放棄及び認諾をすることができる。ただし、離婚の訴えに係る訴訟における請求の認諾について、親権者の指定や養育費、財産分与等の裁判をすることを要しない場合に限る。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。